

# Cat paw club 会員細則

Cat paw club は、会則に基づき、その会員区分、会費、補助金、里親成就の支援金、等について、会員細則を定める。

## 第1条 会員区分とその内容

手術・治療費は「しっぽ動物病院」の料金に準拠

	正会員(地域猫推進会員)	TNR 活動会員	賛助会員
入会初年度 会費	30,000 円	3,000 円	無料
初年度 TNR補助	8,250 円	全額自己負担	TNR 活動なし
	◆ 手術時、3種ワクチン、レボリューション必須		
	◆ TNR 補助金の対象は、正会員の活動エリア内に限られ、それ以外では TNR 活動会員と同じルールとする		
	◆ 妊娠猫の手術料増額分(1,000円)については、自己負担となる場合あり(※①)		
	◆ 会員の場合、捕獲器のレンタル 無料		
	◆ TNR 活動会員への搬送協力には、500円/片道 を負担してもらう(※②)		
	◆ 賛助会員が、TNR を行う場合、TNR 活動会員と同じルールとする		
初年度 治療費補助	実費補助(上限 5,000円)	全額自己負担	Cat paw c. 同意負担
	◆ ワクチン、レボリューションの処置は、2回目以降自己負担(正会員)		
2年目以降 会費	20,000 円	3,000 円	無料
同 TNR補助	7,000 円	全額自己負担	TNR 活動なし
	◆ 手術時、3種ワクチン、レボリューション必須		
	◆ TNR 補助金の対象は、正会員の活動エリア内に限られ、それ以外では TNR 活動会員と同じルールとする		
	◆ 会員の場合、捕獲器のレンタル 無料		
	◆ TNR 活動会員への搬送協力には、500円/片道 を負担してもらう(※②)		
	◆ 賛助会員が、TNR を行う場合、TNR 活動会員と同じルールとする		
同 治療費補助	実費補助(上限 5,000円)	全額自己負担	Cat paw c. 同意負担
	◆ ワクチン、レボリューションの処置は、2回目以降自己負担(正会員)		
活動内容	TNR (2匹/月 or 20匹/年)	TNR 全額自費	TNR 活動なし
	◆ TNR を行った会員は、TNR 報告書(写真必須)を必ず作成し、本会の代表及び管轄保健所へ提出する -- (Excel Book フォームあり) + (作成サポートあり)		
	◆ TNR のための、保護猫の病院搬送、術後保護、リターン確認など、協力しあう		
	◆ 賛助会員が、TNR を行う場合、TNR 活動会員と同じルールとする		
	◆ 支援物資(猫のフード、トイレ砂、キャリー、ゲージ等)を平等に支給しあう		

	正会員(地域猫推進会員)	TNR 活動会員	賛助会員
活動内容	ネコの術後保護等の段取り	手術後のリターンには、極力立ち合う	
	TNR 猫の餌やり、健康チェック(餌やりさんの確保)		地域猫への餌やり
	搬送協力	搬送協力	搬送協力
	術後保護協力	術後保護協力	術後保護協力
	集会へ極力参加する	集会への参加は任意	里親募集のための預かり
	各種文書作成・確認・配布	ポスティング、チラシ配布	ポスティング、チラシ配布
	活動地区でのフリマ促進	フリーマーケット参加	フリーマーケット参加
			支援金や支援物資の協力
	◆ 各自、自分の意思や技能を生かして、Cat paw club に参画してください		
	◆ Cat paw club 主導の、地区限定 TNR への任意参加 (※③)		
	◆ 非会員からの TNR 協力要請には、3,000円の会費をお願いして、TNR 活動会員としての登録を条件として引き受ける		
	◆ 譲渡会への参加、里親募集への協力、譲渡誓約への同行		
	◆ Cat paw club メーリングへの参加(パソコン または 携帯)は任意		
	地域猫活動のための啓発		
	・官公庁への要請や陳情		
	・保健所へ町内回覧チラシ		
	・遺棄や虐待防止看板		
	・猫トイレの設置促進		
	・餌やりさんの確保とサポート		
	会の活動資金を集める		
	・フリマ開催(1回/月 目標)		
	・イベントでの募金活動		
	・地域猫基金箱の設置		
	・助成金申請		

※① 妊娠していた猫の手術料金アップ分について

正会員として登録した初年度に限り、その活動エリア内にすでに妊娠猫がいた場合は、TNR 補助金=9,250円 とするが、雌雄を把握していたにもかかわらず、捕獲に遅れをきたし、墮胎手術となった場合、1,000円を自己負担とする

※② 搬送協力 片道/500円 について

TNR 活動を、Cat paw club の管理とサポートの下で行う場合、協力病院(しっぽ動物病院 等)への搬送時、車を運転できない、仕事で行けない、などの事情があれば、会員同士で協力しあいます。その際、ガソリン代などの気遣いとして 500円/片道 現金で負担してください。

※③ Cat paw club 主導での TNR 活動

このような TNR 活動の場合、自主参加となり、会員間の搬送代負担は、発生しません。

## 第2条 里親募集と譲渡誓約に関する取り決め

	りりママ宅へ保護委託	会員本人が保護
里親募集責任	りりママ管理	りりママの管理とサポートを受ける
里親希望者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 里親詐欺などの被害を避けるため、必ず、りりママのサポートを受ける</li> <li>◆ Cat paw club の G-mail でのメール対応を利用できる</li> </ul>	
保護中の治療費	りりママに委託した本人負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TNR活動会員の場合、自己負担</li> <li>● 一時預りとして登録された賛助会員の場合、Cat paw club からの補助金対象</li> </ul>
譲渡誓約	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 譲渡誓約書を取り交わすため、会員2名以上で、里親さま宅へ伺う</li> <li>◆ 里親さま宅への交通費については、高速代金の実費支援を基本とするが、譲渡成立後の支援金額によっては ガソリン代金も支給できる</li> </ul>	
譲渡後の支援金	Cat paw club の資金とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TNR会員の方には、治療費補助として、一律 5,000円 を返金</li> <li>● ただし、治療の内容や支援金の額等、状況に応じる</li> </ul>
保護中の支援	◆ 支援物資として送られた、フード、トイレ砂 等、平等に支給される	
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 正会員が、他の会員より保護委託を受けた場合、りりママ宅への保護委託と同等のルールとする</li> <li>◆ 正会員が、保護中の猫の里親募集を行う場合、りりママの管轄とサポートを受け 譲渡後の支援金は 基本的に Cat paw club の活動資金とする</li> <li>◆ 譲渡成立時、里親さまより支援金を直接受け取った場合、必ず、Cat paw club へ収支を報告する</li> </ul>	
補則-1	りりママ宅へ保護委託	会員宅へ保護委託
治療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 保護を依頼した人の実費負担とするが、保護中の治療については、適宜、報告し了解を得てから行う</li> <li>◆ 保護を委託された会員の不注意によるケガなどは、この範囲外とする</li> <li>◆ 子猫の治療費のめやす レボリューション、回虫便検査 (+治療)、ワクチン (体重 1kg 以上)</li> </ul>	
不妊・去勢手術	◆ 成猫の場合、不妊・去勢+3種ワクチン (りりママ宅 4種) +レボリューション を行い、ウイルス検査をすませてから、委託する	
振込み費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ フード代やトレイ用品などの必需品を含めて、保護を依頼した人の負担とする</li> <li>◆ 子猫 6,000円/月 成猫 3,000円/月</li> <li>◆ 保護を委託した人は、Cat paw club へ1カ月ごとに、6000円 or 3000円、および治療費を振込み、保護中の会員には、Cat paw club より支払うものとする</li> </ul>	
譲渡後の支援金	◆ Cat paw club の活動資金とする	

### 第3条 正会員の補助金申請に関する取り決め

1. Cat paw club  
として、保護猫たちの治療費、地区ごとの猫の健康維持費用、啓発チラシ作成費用、等に対応できる資金をプールすることを目的とする。
2. 各自が、TNR 活動の計画を作り、Cat paw club に提出し、代表の確認を受ける。
3. 正会員は、年間 TNR を 20匹 とし、月ごとの補助金申請を 1匹～3匹 に抑える。
4. 正会員は、月の補助金申請が、3匹以上になった場合、適宜翌月への申請に切り替える。

### 第4条 個人情報保護法を遵守する

1. Cat paw club の活動のなかで知りえた個人情報(里親さま情報、会員情報 等)については、個人情報保護法を誠実に遵守する。
2. 何らかの事由で Cat paw club  
を退会、あるいは除名された場合でも、1. と同様に、活動のなかで知りえた情報に関しては、同法の適用を受ける。
3. 個人情報保護法を遵守するため、Cat paw club  
を退会・脱会・除名となった場合、誓約書に署名、押印し、代表者へ郵送する。

附則 この会則細則は、2009年4月1日より、効力を発する。

附則 この会則細則の 第2条 補則－1 は、2009年10月1日より、効力を発する。

附則 この会則細則の 第4条 は、2010年5月1日より、効力を発する。